

令和6年度石岡市通勤者通学者特急券購入費補助金交付要綱

(令和6年3月31日石岡市告示第290号)

(趣旨)

第1条 この告示は、若い世代の転出抑制および本市への移住促進を図るため、鉄道を利用する通勤者及び通学者に対し、特急券の購入に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する石岡市通勤者通学者特急券購入費補助金（以下「補助金」という。）について、石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住所を有する者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (2) 通勤者 勤務先に通うために鉄道を利用する者をいう。
- (3) 通学者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校（4年生以上に限る。）及び専修学校（専門課程に限る。）に通うために鉄道を利用する者をいう。
- (4) 市税 本市に係る市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。
- (5) 通勤手当等 勤務先又は通学先から支払われる通勤手当、通学手当その他通勤又は通学に係る交通費に対する手当をいう。
- (6) 実質交通費負担額 通勤又は通学に要する実際の交通費から通勤手当等を除いた額をいう。
- (7) 特急券 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「えきねっとチケットレスサービス」をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第7条に規定する資格認定申請書の提出又は電子申請のあった日から令和7年3月31日までの間に引き続き本市に住所を有する者であること。ただし、市長がやむを得

ない事情があると認める場合はこの限りでない。

- (2) 通勤者においては石岡駅又は土浦駅と柏駅以遠の駅間で特急を利用している者。
通学者においては石岡駅、高浜駅、羽鳥駅又は神立駅を起点とする定期券を利用し、かつ石岡駅又は土浦駅と柏駅以遠の駅間で特急を利用している者。
- (3) 通勤者においては当該年度において18歳以上45歳以下の年齢に達する日がある者（当該年度中に45歳であった日があり、その後当該年度中に46歳に達した者を含む。）、通学者においては当該年度において18歳以上30歳以下の年齢に達する日がある者（当該年度中に30歳であった日があり、その後当該年度中に31歳に達した者を含む。）であること。
- (4) 補助対象者及び補助対象者が属する世帯の世帯員に市税の滞納がないこと。
- (5) 補助対象者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護を受けていないこと。
- (6) 補助対象者、補助対象者が属する世帯の世帯員及び同居者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、石岡駅又は土浦駅を起点及び終点とし、1月当たりの金額が7,000円を超え、通勤及び通学のための特急券の購入に要した経費に限る。

（補助対象期間）

第5条 補助金の交付対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2 補助対象期間の区分は2期とし、令和6年4月から9月までを前期、令和6年10月から令和7年3月までを後期とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、実質交通費負担額に2分の1を乗じた額とし、月額16,000円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（資格審査）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、通勤者通学者特急券購入費補助金資格認定申請書（様式第1号）と誓約書兼同意書（様式第2号）の提出又は電子申請により、次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに申請しな

なければならない。

- (1) 就労及び通勤手当等支給額証明書（様式第3号）（通勤者に限る。）
- (2) 在学を証する書類（通学者に限る。）
- (3) 定期券の写し（通学者に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（資格の認定）

第8条 市長は、前条の規定による資格認定の申請があった場合、その内容を審査し、第3条に規定する補助対象者と認めるときは、通勤者通学者特急券購入費補助金資格認定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に当たって、必要な指示又は条件を付することができる。

3 市長は第1項に係る審査を行い、不相当と認めるときは、通勤者通学者特急券購入費補助金資格不認定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。（補助金の申請）

第9条 第8条の規定による認定を受け、補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、市長が定める期日までに、通勤者通学者特急券購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の決定）

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、通勤者通学者特急券購入費補助金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助事業者は、補助金の額の確定について、前条の通知を受けたときは、市長が定める期日までに補助金の交付を請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に決定した補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返納又は返還を命ずることができる。この場合において、補助金の返納又は返還額の算定は、特急券の利用回数等を考慮し、市長が決定し、通勤者通学者特急券購入費補助金返納・返還命令通知書（様式第

8号)により通知するものとする。

- (1) 第3条に規定する補助対象者の要件を有しなくなったとき。
- (2) 偽りの申請その他不正行為により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 特急券を第三者に譲渡又は売却等の行為を行ったとき。
- (4) 通勤又は通学以外の用途で使用したとき。
- (5) 交付決定に瑕疵のあるとき。
- (6) その他市長の指示又は条件に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(調査)

第13条 市長は、補助金の適正な交付のために必要な範囲において申請者に対し、必要な調査をすることができる。

2 市長は、前項の調査の結果、不適切と認められるときは必要な措置を講じるものとする。

(台帳の整備)

第14条 市長は、補助金の処理に関する台帳により諸記録を整備し、管理するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(令和5年度石岡市通勤者通学者特急券購入費補助金交付要綱の廃止)

2 令和5年度石岡市通勤者通学者特急券購入費補助金交付要綱(令和5年石岡市告示第286号)は、廃止する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

住 所

氏 名

連絡先

通勤者通学者特急券購入費補助金資格認定申請書

令和6年度石岡市通勤者通学者特急券購入費補助金交付要綱第7条の規定により、交付資格の認定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

通 勤 先 通 学 先	所 在 地	
	名 称	
	電話番号	
利用予定期間	年 月分	～ 年 月分
特急利用区間	駅	～ 駅
補助申請予定額		円

関係書類

- 1 誓約書兼同意書（様式第2号）
- 2 就労及び通勤手当等支給額証明書（様式第3号）（通勤者に限る。）
- 3 在学を証する書類（通学者に限る。）
- 4 定期券の写し（通学者に限る。）

年 月 日

石岡市長 宛

誓約書兼同意書

【誓約事項】

- 1 石岡市通勤者通学者特急券購入費補助金資格認定申請書の記載内容が事実と相違ないことを誓約します。
- 2 申請者、申請者が属する世帯の世帯員及び同居者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないことを誓約します。
- 3 補助金交付後に、補助対象者の要件を満たさないことが判明したときは、速やかに補助金を返還することを誓約します。

【同意事項】

- 1 申請者、申請者が属する世帯の世帯員及び同居者が暴力団員であるか否かの確認のため、石岡警察署長に照会することに同意します。
- 2 石岡市通勤者通学者特急券購入費補助金の交付に係る事前協議、審査及び交付後の状況の確認等のため、申請者、申請者が属する世帯の世帯員に係る住民基本台帳の記録及び納税状況、生活保護記録等個人情報に関し、関係機関に照会し、調査することに同意します。
- 3 就労及び通勤手当等支給額証明書への記載内容の確認のため、勤務先へ照会することに同意します。

申請者 フリガナ

(自署) 氏 名

(生年月日
年 月 日生)

(※申請者と世帯主が同一の場合は不要)

世帯主 フリガナ

(自署) 氏 名

(生年月日
年 月 日生)

様式第3号（第7条関係）

就労及び通勤手当等支給額証明書

1 対象者

氏名		住所	
勤務先	郵便番号 —		
	所在地		
	名称		

2 通勤手当等支給状況（次の(1)から(3)までの該当するものに○）

(1) 定期券代、特急料金代ともに支給している。

区分	支給区間（駅名）	支給額（1箇月当たり）
定期券	駅～ 駅	円
特急料金	駅～ 駅	円

(2) 定期券代のみ支給している。

支給区間（駅名）	支給額（1箇月当たり）
駅～ 駅	円

(3) 定期券代、特急料金代ともに支給していない。

上記のとおり、就労及び通勤手当等の支給状況について証明します。

年 月 日

（事業所）所在地

印

電話番号

（担当課及び担当者名）

※この証明書は、石岡市通勤者通学者特急券購入費補助金交付事務のために使用します。

※この証明書の内容について、確認等の電話連絡をさせていただくことがありますので御了承ください。

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長 印

通勤者通学者特急券購入費補助金資格認定通知書

年 月 日付けで申請のあった通勤者通学者特急券購入費補助金資格認定申請について審査した結果、補助対象者の資格を有していることを認定し、令和6年度石岡市通勤者通学者特急券購入費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

- 1 利用予定期間 年 月 ～ 年 月
- 2 利用区間 駅 ～ 駅

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長 印

通勤者通学者特急券購入費補助金資格不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった通勤者通学者特急券購入費補助金資格認定
申請について審査した結果、下記の理由により不認定とします。

記

不認定の理由

年 月 日

石岡市長 宛

住 所

氏 名

連絡先

通勤者通学者特急券購入費補助金交付申請書兼実績報告書

令和6年度石岡市通勤者通学者特急券購入費補助金交付要綱第9条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

通 勤 先 通 学 先	所 在 地	
	名 称	
	電話番号	
補 助 申 請 期 間	年 月 分 ～ 年 月 分	
特 急 利 用 区 間	駅 ～ 駅	
補 助 申 請 額	円	

関係書類

- 1 「えきねっどご利用票兼領収書」
- 2 その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長 印

通勤者通学者特急券購入補助金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった通勤者通学者特急券購入費補助金交付申請兼実績報告について、次のとおり決定及び確定したので、令和6年度石岡市通勤者通学者特急券購入費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

- | | | |
|---------|----|-----------|
| 1 決定の区分 | 交付 | 不交付 |
| 2 交付確定額 | 円（ | 年 月～ 年 月） |
| 3 不交付理由 | | |

様式第8号（第12条関係）

第 号

年 月 日

様

石岡市長

印

通勤者通学者特急券購入費補助金返納・返還命令通知書

年 月 日付で交付決定した補助金について、令和6年度石岡市通勤者通学者特急券購入費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり返納又は返還するよう通知します。

- 1 返納・返還すべき金額 円
- 2 理由
- 3 返納・返還方法 別添納付書による納付